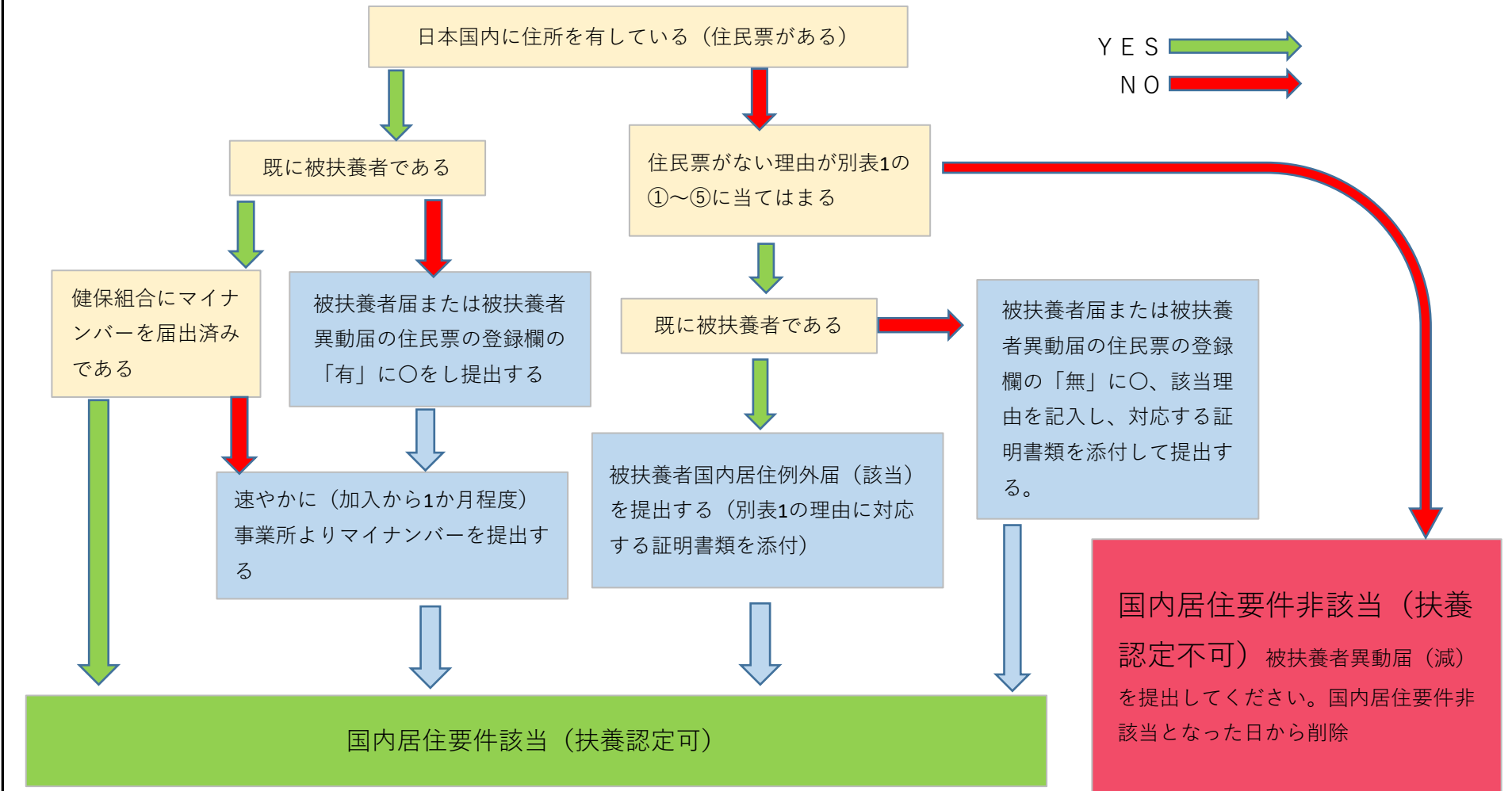


森永健康保険組合 国内居住要件該当・非該当チャート

国内居住要件に該当しているか否かのチャートであり、被扶養者として認定されるには他の要件を満たしている必要があります。他の要件については、当健保組合のホームページをご覧ください。

令和2年4月1日より居住地が国内外を問わず全被扶養者が対象となります。



別表1【国内居住要件の例外となる理由と証明書類】

例外該当理由		証明書類
①	外国において留学をする学生	査証、学生証、在学証明書、入学証明書等の写し
②	外国に赴任する被保険者に同行する者	査証、海外赴任辞令、海外の公的機関が発行する居住証明書等の写し
③	観光、保養又はボランティア活動その他就労以外の目的で一時的に海外に渡航する者	査証、ボランティア派遣機関の証明、ボランティアの参加同意書等の写し
④	被保険者が外国に赴任している間に当該被保険者との身分関係が生じた者であって②と同等と認められる者	出生や婚姻等を証明する書類等の写し
⑤	①から④までに掲げるもののほか、渡航目的その他の事情を考慮して日本国内に生活の基礎があると認められる者	※個別に判断

※書類等が外国語で作成されている場合、翻訳者の署名がされた日本語訳も添付。

◇国内居住要件の例外として、被扶養者届・被扶養者異動届・国内居住例外届を提出した方が、国内住所を有し（住民票を登録した）、被扶養者資格を継続する場合には、国内居住例外届（非該当）を改めてご提出ください。